(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム 整備運営事業 入札説明書等の修正等について

令和2年4月24日 静岡市

令和2年2月28日付で公表しました(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業入札説明書等について、本日付で公表しました(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業入札説明書等において、次のとおり修正及び変更しています。

入礼説明書

	V1000の月日										
No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	 修正・変更前(下線部は修正・変更部分) 	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)			
1	4	2	(5)	3		事業スケジュール	令和2年12月 令和2年12月~令和6年1月 本施設の設計・建設	<u>令和3年2月</u> <u>令和3年2月</u> ~令和6年1月 本施設の設計・建設			
2	10	4	(2)			募集及び選定に 関するスケジュー ル	<u>令和5年12月 開業準備開始</u>	削除			

要求水準書

No.	頁		中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	3	I	2	(3)		本事業の スケジュール	令和5年12月 開業準備開始	削除
2	40	Ш	1	(4)		業務の期間	設計·建設期間: <u>令和2年12月</u> ~令和6年 1月	設計·建設期間: <u>令和3年2月</u> ~令和6年1月
3	47	IV	1	(4)		業務報告書の作 成・提出	務を行った翌月14日までに、「年度総括書」については 当該年度の最終月の翌月14日までに市に提出するこ と。(東海大学が実施する業務分の業務報告書につい ては、SPCが取りまとめた上で本事業全体としての開 業準備業務報告書として提出すること)。 また、東海大学は、東海大学が実施する開業準備業	書」及び「年度総括書」を業務報告書として作成し、「月報」については業務を行った翌月14日までに、「四半期総括書」については当該期の最終月の翌月14日までに、「年度総括書」については当該年度の最終月の翌月末日までに市に提出すること。(東海大学が実施する業務分の業務報告書については、SPCが取りまとめた上で本事業全体としての開業準備業務報告書として提出すること)。 また、東海大学は、東海大学が実施する開業準備業
4	75	VI	1	(6)	2	統括管理責任者	SPCは、市や東海大学・JAMSTECをはじめとする外部の連携先と調整を行いながら、本施設の運営・維持管理業務全体を管理する統括管理責任者を定め、提案書に採用予定者を記載するとともに、 <u>運営業務</u> の開始前に市に届けること。	の連携先と調整を行いながら、本施設の運営・維持管 理業務全体を管理する統括管理責任者を定め、提案

様式集

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	16	様式2−3				設計業務に当たる 者の要件に関する 書類	⑤平成21年以降、展示面積1,700㎡以上の科学館、博物館、美術館又は博物館類似施設の <u>設計実績</u> を有していることを証する書類	⑤平成21年以降、展示面積1,700㎡以上の科学館、博物館、美術館又は博物館類似施設の <u>展示設計実績</u> を有していることを証する書類
2	16	様式2-3				建設業務に当たる	プールを含む。)以上又は水量500t以上の建設業務実績を有していることを証する書類(ただし、共同企業体の構成員としての設計業務を実績とする場合は、その共同企業体に20%以上出資していた構成員に限り、	の、新築または増築において延床面積4,750㎡(観覧 プールを含む。)以上又は水量500t以上の建設業務実

事業契約書(案)

<u> </u>	₱未笑剂音\ <i>氘/</i>									
No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	 修正・変更前(下線部は修正・変更部分) 	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)		
1	13	第4章	46条	2		開業準備業務に係 る提出書類	業関連書類に従い、開業準備業務に係る月報、四半期総括書および年度総括書をそれぞれ作成し、月報については翌月14日(同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。)までに、 <u>年報</u> については当該事業年度終了月の翌月の <u>14日</u> までに、それぞれ市に提出しなければならない。	事業者は、開業準備業務を実施している期間中、本事業関連書類に従い、開業準備業務に係る月報、四半期総括書および年度総括書をそれぞれ作成し、月報については翌月14日(同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。)までに、四半期総括書については当該四半期の最終月の翌月の14日(同日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。)までに、年度総括書については当該事業年度終了月の翌月の末日までに、それぞれ市に提出しなければならない。		
2	34	別紙1	15			開業準備期間	開業準備業務を実施する期間をいい、事業者が提案 する日から <u>令和6年2月28日</u> までの期間をいう。	開業準備業務を実施する期間をいい、事業者が提案 する日から <u>令和6年2月29日</u> までの期間をいう。		
3	40	別紙3	4			開業準備期間	事業者が提案する日〜 <u>令和6年2月28日</u>	事業者が提案する日〜 <u>令和6年2月29日</u>		
4	47	別紙6	2	(2)	ア	支払方法		支払頻度 年4回(4月、7月、10月および1月)14年間にわたる割 賦払い(<u>令和6年7月から令和20年4月</u> までの全56回)。		
5	47	別紙6	2	(2)	1	消費税相当の 取扱い	年4回(4月、7月、10月および1月)15年間にわたる割	支払頻度 年4回(4月、7月、10月および1月) <u>14年間</u> にわたる割 賦払い(<u>令和6年7月から令和20年4月</u> までの全56回)。		
6	47	別紙6	2	(2)	ウ	支払手続	<u>令和2年度から令和4年度</u> まで	<u>令和6年度から令和19年度</u> まで		

事業契約書(案)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
7	48	別紙6	2	(3)	ウ	支払手続	(ア)事業者は、業務報告書のうち、サービス対価Cの対象となる書類を市に対して提出する。日報:常時閲覧可能な状態に保管しておくこと。月報:原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。年度総括書:作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。	(ア)事業者は、業務報告書のうち、サービス対価Cの対象となる書類を市に対して提出する。日報:常時閲覧可能な状態に保管しておくこと。月報:原則として、作成対象月の翌月の14日までに市に提出すること。四半期総括書:原則として、作成対象四半期の翌月の14日までに市に提出すること。年度総括書:作成対象事業年度の翌事業年度の4月末日までに市に提出すること。
8	58	別紙6	4	(3)	ゥ		初回の改定の計算は、令和6年度(維持管理・運営期間2年目)における収入額に基づき実施し、 <u>令和7年度</u> 第1四半期分のサービス対価の支払から適用する	初回の改定の計算は、令和6年度(維持管理・運営期間2年目)における収入額に基づき実施し、 <u>令和8年度</u> 第1四半期分のサービス対価の支払から適用する
9	68	別紙7	3	(4)	才	モニタリングペナル ティによるサービス 対価の減額	減額金額 当該年度の各D、F、Gの <u>4~11.6%</u>	減額金額 当該年度の各D、F、Gの <u>8~11.6%</u>
10	-					資料全体	付帯	<u>附帯</u>
11	-					資料全体	四半期業務報告書	四半期総括書